琴浦町スポーツ協会表彰内規

第１条　琴浦町スポーツ協会表彰規程第２条の各号について次のように定める。

（１）体育功労賞

①永年にわたり本町の体育・スポーツの振興の発展に貢献した者。永年とは、原則として１０年以上とする。

②故人の場合は、亡くなられてから１年以内とする。

③表彰は、若干名とする。

④概ね６０歳以上とする。

（２）優秀指導者賞

①長期にわたり監督・コーチとして、選手の育成強化に努力した者。ただし長期とは、原則として５年以上とする。

②長期にわたり地域・職場において、スポーツの普及・指導に著しく貢献した者。長期とは、原則として５年以上とする。

③故人の場合は、亡くなられてから１年以内とする。

④表彰は、若干名とする。

附　則　この規程は、平成１６年１２月８日から施行する。

附　則　この規程は、平成２７年１２月１５日から施行する。

附　則　この規程は、令和３年１月１５日から施行、同年４月１日より適用する。